



幸せの青い鳥

わくわく だより

衣替えの季節でもあり、梅雨の時期のジメジメを少しでも気持ち良く過せるように、さっぱりと片付けたいところです。今年、片付けコンサルタントの近藤麻理恵さんがアメリカの有名な「TIMES」が発表した2015年「世界で最も影響のある100人」に選ばれました。文化も習慣も違う海外で通用した片付け術とはどんなものか調べてみました。

片付けには順番が決まれ、そして始める前にまず自分がどうゆう部屋にしたいかを具体的にイメージすることが大事とのこと。

順番としては、①最初に洋服→②2番目に本類→③3番目に書類関係→④用途不明のコード類 になります。片付けをするときに「必要か、必要じゃないか」で考えていましたが、結果「いつか使うかも、まだ使える」と捨てられないまま物が増えていってしまいました。近藤さんの考え方は「ときめきますか？ときめかないですか？」で判断すること。ときめく物こそが本当に必要なもので、自分を満してくれるものだそうです。

片付けというのは、万国共通のものだと改めて感じ、ときめきを探すため片付けに励みたいと思いました。(売買：大和田)



ひとくちメモ



『空家対策特別措置法』が成立

平成26年11月に空家等対策に関する特別措置法が成立しました。背景には、空家の増加が深刻な問題を引き起こすことにあります。適切な管理が行われていない空家等が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進しようとするものです。総務省の2013年住宅・土地統計調査結果によると、全国の住宅に占める空家の割合が約820万戸と5年前に比べ63万戸増加し、空家率は13.5%と年々増加しております。

そのため、地方自治体では地域住民の安全を考慮して空家の管理条例などを制定して対応を急いでおります。

空家といえ個人の財産なので条例などで所有者に適切な管理の勧告や命令を行うこととなりますが、それでもなお適正な管理が行われない場合もあると思われます。

そういった場合、放置されたままでは地域住民の安全が損なわれると判断された場合は、地方自治体などの行政機関が所有者に代わって撤去するなどの行政代執行が行われることとなります。(指導→勧告→命令→代執行)

また、平成27年度税制改正において、住宅用地の固定資産税及び都市計画税について、空家として認定された建物のある敷地に関する住宅用地に課する特例が廃止されることになりました。

【空家の定義】

- ◆「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物があつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む)をいう。但し、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- ◆「特定空家等」とは
 - ①倒壊等著しく保管上危険となるおそれのある状態。
 - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態。
 - ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態。
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。
 にある空家等をいう。

ひとくちメモ

「衣替えのついでに」

毎日使っているのに、なぜか掃除を忘れてしまいがちなクローゼット。衣替えの機会に洋服を全部出して、知らないうちにたまったホコリを取り除きましょう。衣類をギューギュー詰めにしてしまうと、冬期に奥の壁が結露し、カビが生えることも。

大切な衣類を守るため、空気が通りぬけやすいようにすき間を確保したり晴れた日には扉を全開にするなどして空気を入れ換えましょう。

さらに、湿気は下にたまりやすいので、除湿剤を使うときは、吊るすタイプより床置きの方が効果的です。吊るすのはお好みの消臭芳香剤にすれば、開けた時に良い香りがして気分も和むでしょう。



【無料進呈中】

知らないで損をする！

『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

～不動産取引って、分からない事が多すぎませんか？～

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。

一体幾らで買えるの？
引越 住宅ローン
税金
自己資金 資金計画



TEL 0246 (27) 0331

